

総務建設常任委員会

令和4年3月30日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年3月30日(水) 午後3時40分 開会
午後4時31分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	杉本 訓 規
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安
〃	西井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市長	溝尾 彰 人
企画部長	吉川 正 人
人事課長	植田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	高垣 倫 浩
〃 補佐	西川 雅 大

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永 睦 治
書 記	吉田 賢 二

〃 高 松 和 弘
〃 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第30号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

議第31号 調停に代わる決定について

開 会 午後3時40分

梨本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、お疲れさまでございます。3月の定例会が先週終わったと思えば、今日は急遽臨時会ということで、お忙しい中ご参集いただきまして、この総務建設常任委員会にもご参集いただきましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。非常に外は天候もよくなってきました、桜もきれいに咲いております。本当にのどかな日がこの先も続いてほしいなど、今、世界ではいろいろな問題も起こっておりますけれども、そういったことを願うわけでございますが、今日の総務建設常任委員会の付託議案におきましては、非常に、先ほど議員全員協議会でも説明があったように、少し分かりにくいといひますか、議員同士、委員同士の中でもちょっと理解をしっかりとしなければいけないというようなものがございます。この後、理事者からの説明もあると思っておりますが、しっかりとそういったことを市民の皆様にも分かるような議論を今日もしっかりしていただきたいと思っております。

本日も自由闊達な議論となりますことを切にお願い申し上げまして、委員長の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

委員外議員の出席を紹介させていただきます。坂本議員、柴田議員、谷原議員、奥本議員、杉本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願ひいます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第30号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、さきの3月定例会において葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議決いただいたにもかかわらず、再度改正することにつきまして、まずもっておわび申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議第30号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。本改正は、本年4月から監査委員事務局体制の充実を図るため、監査委員事務局の局長及び局長補佐を本務の職として職員を配置することに伴い、本条例における職務に追加するものでございます。

続きまして、改正内容を説明させていただきますので、新旧対照表をご覧いただきたいと

思います。左側が改正前として、先般の3月議会で議決いただいた一部改正条例の条文を記載しております。右側の改正後でアンダーラインを引いている部分が今回の改正部分でございます。

3ページの表で説明させていただきますので、3ページをご覧いただきたいと思います。別表第2でございます。級別職務分類表の改正でございます。職務の級4級、これは補佐級でございますが、標準的な職務の内容に、前回の改正で追加した主任保育教諭に加えて局長補佐を追加するものでございます。次の職務の級5級及び6級、これは課長級でございますが、標準的な職務の内容に、前回の改正で追加した認定こども園の園長に加えて監査委員事務局の局長を追加するものでございます。

次の4ページに移りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

吉村委員。

吉村委員 じゃあ1点だけ確認をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議第30号の議案の3ページのほうに新旧対照表というのが載ってまして、改正前、改正後ということ。私、以前、原課のほうで確認させてもらったことがあるんですが、課長というのが5級、6級と両方あります。5級の課長と、それから6級の課長につきましては高度の知識及び経験を必要とする課長ということで、これについて私、原課でお尋ねしましたところ、最初、課長は5級から始まり、そこからいわゆる経験をされた上で、力量を上げてこられると6級のほうに移るというふうに説明を受けたと、私、そのように理解をしておるわけですけれども、館長、園長、室長、それから監査委員事務局の局長につきましても同じように5級、6級というふうにありますので、これについては課長と同じような考え方といたしますか、扱いになるということ、そういう理解でいいのかということ、1つだけなんです確認させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの質問ですけれども、監査委員の事務局の局長も課長職でございまして、同様ということでございます。経験を積みましたら6級に上がっていくということになります。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。これですっきりと理解いたしました。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、調停に代わる決定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいま議題となりました議第31号、調停に代わる決定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年3月17日付で大阪高等裁判所第13民事部より出された民事調停法第17条に基づく決定を受託し、異議を申し立てないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては企画政策課長より説明させていただきます。

梨本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく願いいたします。

それでは、皆様お手元に資料のほうを配付させていただいております。3点配付させていただいております。裁判所のこれまでの道の駅関連の訴訟の総括表です。また、次の資料、これまでの経緯について、3点目ですが、先ほど申し上げました大阪高等裁判所より第17条決定が到着しております。その資料につきまして配付させていただいております。

まず最初に、これまでの経緯についてをご説明させていただきます。第17条決定に関する2,500万円の関連の訴訟に関する経緯についてご説明させていただきます。この裁判は、第1審は奈良地方裁判所で行われておりました。まず1つ目の訴訟といたしましては、債務不存在確認請求事件、平成30年(ワ)第105号。訴訟提起、平成30年2月23日。原告、社会福祉法人柊の郷。被告、葛城市。これにつきましては、訴えの取下げが令和元年11月20日にされました。

次に、2番目の訴訟です。損害賠償等請求反訴事件、平成30年(ワ)第373号。訴訟提起、平成30年7月20日。反訴原告、葛城市。反诉被告、社会福祉法人柊の郷。請求金額、2,500万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合における遅延損害金。併合、平成31年2月13日、本件の弁論と奈良地方裁判所平成30年(ワ)第384号事件の弁論が併合されました。

次に、3番目の訴訟です。損害賠償等請求事件、平成30年(ワ)第384号。訴訟提起、平成30年7月27日。原告、葛城市。被告、前市長及び元副市長。請求金額、2,500万円及びこ

れに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金。併合、平成31年2月13日、本件の弁論と先ほどの奈良地方裁判所平成30年（ワ）第105号、同第373号の事件の弁論が併合されております。

これらの3つの併合された事件、平成30年（ワ）第373号と同第384号のこれまでの進行なんです。併合前後通じた期日の回数につきましては、合計で22回の弁論が行われております。判決の言渡期日につきましては、令和2年12月22日にございました。

判決内容といたしましては、主文を申し上げますと、1、原告（社会福祉法人柊の郷）は、反訴原告（葛城市）に対し、2,500万円及びこれに対する平成30年7月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2、被告ら（前市長、元副市長）は、反訴原告（葛城市）に対し、連帯して2,500万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

3、反訴原告（葛城市）の原告（社会福祉法人柊の郷）に対する主位的請求及びその余の予備的請求をいずれも棄却する。

4、訴訟費用は、乙事件（第373号事件）及び丙事件（第384号事件）を通じて原告（社会福祉法人柊の郷）並び被告ら（前市長及び元副市長）の連帯負担とする。

5、この判決は、1項及び2項に限り、仮に執行することができる、というものでした。

この1審の判決に対する対応といたしまして、相手方は、社会福祉法人柊の郷、前市長、元副市長がいずれも控訴されています。大阪高等裁判所令和3年（ネ）第265号事件として扱われています。葛城市といたしまして、金額としては市の請求額がほぼ全て認められましたが、社会福祉法人柊の郷に対する請求については、認容の理由が主位的請求ではなく予備的請求である点に不服があったため、附帯控訴しております。大阪高等裁判所令和3年（ネ）第1108号事件として争われております。

控訴審が大阪高等裁判所で現在、行われております。係属の裁判所は、大阪の第13民事部でございます。事件番号、先ほど申し上げました令和3年（ネ）第265号と同第1108号です。第1回の期日は令和3年5月14日に行われました。これまでの期日の回数は、口頭弁論や進行協議期日、和解期日なども含めまして9回行われております。なお今回、民事調停法第17条に基づく決定が令和4年3月17日付で決定しております。この決定文が3月18日に葛城市に到着いたしました。また、判決の言渡期日は別に決まっております、令和4年4月21日木曜日午後1時10分に予定されております。

まず、これまでの経緯については以上でございます。

次に、民事調停法第17条の決定の内容についてご説明させていただきます。お手元の資料、第17条決定文をご覧いただきたいと思っております。まず、2ページ目のほうをご覧いただきたいと思っております。主文について読み上げさせていただきます。

主文。

1、控訴人（前市長）及び控訴人（元副市長）は、平成28年5月31日に被控訴人が控訴人（柊の郷）に支払った2,500万円（本件公金支出）が、平成27年6月16日付の被控訴人と控訴人（柊の郷）の間の「土地売買及び補償に関する契約書」をもって一旦合意された移転補

償につき、その後の事情の変化等を踏まえて追加支出することとしたものではあるが、その間の事情等につき葛城市議会に報告し明示的な承認を得る手続を取ることなく既存の予算の一部を流用して支出したものであり違法な公金支出であるとの指摘を受けたことについては、これを受け入れ、被控訴人に謝罪する。

2、控訴人らは、被控訴人に対し、違法な本件公金支出の是正のための解決金として、連帯して2,500万円を支払う。

3、被控訴人は、葛城市議会に対し、下記の事項の承認の付議を速やかに行うものとする。

なお、この第3項の部分につきましては、この第17条決定が受け入れられた場合に速やかに行うというもので、確定した後の話でございます。

次に、記。

本件公金支出は、上記1のとおり違法といわざるを得ないものであるが、他方、道の駅整備事業は高い公益性を有していたこと、その実現のためには控訴人（柊の郷）がその建設予定地で運営していた障害者グループホーム施設を移転させることは不可欠であったこと、同施設の移転に際し、控訴人（柊の郷）に経済的な負担を強いるわけにいかないとの控訴人（前市長）及び控訴人（元副市長）の判断には一定の合理性があったこと等の当時の事情の下で、手続的な瑕疵はともかくとして、本件公金支出は、当時の市長、副市長としての裁量的な判断としては首肯できるものがあつたと解される。また、本件公金支出は、実際にも道の駅「かつらぎ」の実現に有用なものであつたということができ、現在まで地域社会の活性化に寄与しているものである。そうした点を総合的に判断し、控訴人（前市長）及び控訴人（元副市長）が上記のとおり「けじめ」をつけた上での改めでの措置として、被控訴人が控訴人（柊の郷）に対し障害者グループホーム施設の移転補償金（追加分）として2,500万円を支出することの承認を、葛城市議会に求めるものである。

4、被控訴人は、前項の葛城市議会の承認が得られた場合は、控訴人（柊の郷）に対し、移転補償金（追加分）として2,500万円を支払う。

5、前項の場合、被控訴人と控訴人（柊の郷）は、第2項の控訴人（柊の郷）の債務と前項の被控訴人の債務を相殺処理し、それぞれの債務を履行したものとみなすことができる。

6、控訴人（柊の郷）が第4項の支払を受けたとき（その履行があつたとみなされる場合を含む。）は、控訴人（柊の郷）は、第2項の連帯支払義務に係る控訴人（前市長）及び控訴人（元副市長）に対する求償をしない。

7、第3項の葛城市議会の承認が得られなかった場合、第2項の連帯支払義務の内部負担は控訴人らが協議して定める。

8、第3項の葛城市議会の承認の有無が確定するまでの間、被控訴人は第2項に基づく強制執行をすることができない。

この第7項、第8項につきましても、第17条決定が決まりまして、次の手続として予算などの審議をお願いする場合がございますということで、次の段階の話となるということでございます。

次、9番です。控訴人ら及び補助参加人並びに被控訴人は、控訴人ら及び補助参加人と被控訴人との間に、本決定に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

10、訴訟費用及び参加費用は、第1、第2審とも各自の負担とする。

以上が決定文の中身でございます。

次に、この第17条の法令面での解釈についてご説明させていただきます。

民事調停法第17条決定とは、裁判所が調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡し、その他の財産上の給付を命ずることができるということでございます。

民事調停法第17条の決定に対し、当事者または利害関係人は、当事者が決定の告知を受けた日から2週間以内に異議の申立てをすることができ、異議の申立てがあったときは、第17条決定はその効力を失うというものでございます。本件では、仮に異議が申し立てられますと、調停手続から訴訟手続に戻り、大阪高等裁判所第13民事部の判決言渡しの手続へ進むことになると弁護士より聞いております。一方で、その期間内に当事者から異議の申立てがないときは、民事調停法第17条の決定は裁判上の和解と同一の効力を有するものでございます。民事調停法第17条決定は、裁判所は全当事者の互いに食い違う言い分を聞いて、総合的な観点から解決案を提示するというものであると聞いております。裁判所の案に同意するか否かを各当事者が自由に判断するものであります。仮にいずれの当事者からも異議の申立てがなければ、裁判所の案について合意が成立し、効果としては裁判上の和解と同一の効力を生ずるものとされているものでございます。ただし、当事者が話し合いで合意内容を決めるという、和解とは厳密には別のものでございます。また、第17条決定は判決とも全く別のものであると聞いております。判決は裁判所が法律に基づいて権利義務の有無及び内容を判断したものであり、正式な法的判断であって、当事者がそれに同意するか否かは全く関係がなく、裁判所が権利義務の有無及び内容を断定するものであります。

今回、葛城市がこの第17条決定を受け入れる理由としては、今回の民事調停法第17条決定の中で違法な公金の支出によると記載されており、この第17条決定に従うことで住民監査請求の勧告の1つが解決されることになると考えております。これまで示された和解案のように、大阪高等裁判所で行われている他の民事部での訴訟に関する事項がなく、大阪高等裁判所第13民事部の訴訟2,500万円に関する部分だけを決定したものであり、管轄内のみとなっている点が、これまでのような和解案ではなく、市にとって正当な評価ができるものであると考えております。仮に今回の決定を受けずに、訴訟を続けることで裁判を続け、大阪高等裁判所の判決を受けることにした場合、最高裁判所まで継続する可能性や、大阪高等裁判所で行われている2,500万円の関連訴訟であります、現在、奈良地方裁判所で行われています、柘の郷が葛城市土地開発公社に対して起こした補償金支払請求事件の訴訟はこのまま継続し

で続けられることも予想されることから、訴訟にかかる時間も費用も必要となることが想定されます。一方で、この決定を受け入れることで2,500万円が大阪高等裁判所と奈良地方裁判所で二重訴訟として請求されておりますので、奈良地方裁判所の訴訟が取り下げられることになると聞いております。

次に、第17条決定の文書の第3項の中で、移転補償金（追加分）という形で予算計上して、議決後にその2,500万円を支出すると記載されております。この記載の考えとしては、市としては違法な手続で支出したものであるが、改めての措置として、柵の郷に対して移転補償金の追加分を支出することの承認を議会に求めるものとしており、住民監査請求の勧告としては解決されることから、この決定に従ってもよいのではないかという意見をいただきました。また、訴訟を担当する弁護士からは、議会の議決という正式な手続を経て柵の郷に移転補償金（追加分）という形で支出する形が取れるのであれば、この決定を受け入れることは妥当であると考えられるという意見もいただきました。今回の第17条決定の内容や現在の訴訟の状況など、訴訟を担当する弁護士と市で相談した結果、市としては今回の第17条決定に異議の申立てをしないということといたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

梨本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 お疲れさまでございます。

私のほうからは、まず、今こうやって第17条決定が出てきて、今までは市長にこの総務建設常任委員会の場合、協議会も委員会も含めて、道の駅のときに市長に裁判どうなってんねんという話をしたときでも、やっぱり住民監査請求を受けて粛々とやっているの、その内容についてはなかなかこの場ではということで、ずっともやもやと皆がしている中で見守ってきていたところでございまして、それではちょっといかんのと違うんかなと、やっぱり市民の方々にもどれだけ弁護士費用がかかっていって、訴訟の費用もどれだけ、それで今からどうやってこれ決着していくんやというところを僕らのほうからもちょっとずつちよつとずつ言える範囲でお答えをしてもらって、本日、こういう形で第17条の決定が出てきたというところでございます。これについては僕、阿古市長に、今までは住民監査請求を受け、それにのっかって、自分の意見ではなくのっかってやっているんですよというような形ですと受けていたんですけど、これの決定に1つ阿古市長の意思があるんじゃないかなというところでもあります。

先ほども課長のほうからもありましたし、いろいろな角度から恐らく、ずっと続けていくことに対して、最高裁判所まで行ってということも予想され、それで、これ以上また市民の方々に負担になるようなことをいつまで続けていいんかなというところが、多分、阿古市長のこれに至った、決定を受け入れるということにもあつたんかなと。前を向いて、今まで、これを一旦清算して、裁判所が出してくれているやつを清算して、これを受け、それで葛城市の未来をもっともっと今から建設的にやっついこうやないかというところの意思が僕

は表れているのと違うかなと思うんですけど、その辺、ちょっと阿古市長の言葉からどういう思いで受け入れられたかというところをお答えいただけたらなというところがございます。

梨本委員長 阿古市長。

阿古市長 この道の駅に関する裁判の件では、市民の皆様方や議員の皆様方にご心配をかけておるといのはずっと感じておりました。ただ、行政として違法な行政手続の中での問題がありましたので、その辺の整理はした上での訴訟が始まったと理解をしております。ただ、もう年数もたちまして、1審、2審まで今、来ているわけなんですけども、あらかたいろいろな、裁判ですので、片方の意見が全て、特に民事裁判ですので通るということではなく、その事実を、ある種言い分を列挙した中で裁判所が判断を下していくような状態があります。その中で、1つは判決という決着の仕方、それと、当然民事裁判ですので和解という決着の仕方もあります。

今回の民事調停法第17条の決定についてということではありますが、これはどちらかということと和解というほうの分類に属するものやと理解をしております。2審の中で裁判官等がいろいろと両方の主張を聞きながら、どうあるべきではないかという意思が反映されてきていると感じております。もうかなり年月もたっておりますので、そろそろ事実を整理した中で解決できる問題は解決していきたいと思えます。

議員がおっしゃいますように、葛城市、これからさらに発展していかなければいけません。そのためには、過去にあまりにも縛られるというのはよくないと感じております。今回の民事調停法第17条決定についての、今回この議案として出させていただいた理由といたしましては、今回の民事調停法第17条決定の中で、違法な公金の支出であると記載されており、この第17条の決定に従うことで住民監査請求の勧告の1つが解決されたことになると考えております。これまで示された和解案のように、大阪高等裁判所で行われているほかの民事部での訴訟に関する事項がなく、大阪高等裁判所第13民事部の訴訟2,500万円に関する部分だけを決定したものであり、管轄内のみとなっている点が、これまでのような、前回協議会の席の中では和解案を示させていただいたわけなんですけども、市にとっても正当な評価ができるものと弁護士のほうから伺っております。仮に今回の決定を受けずに訴訟を続けることで裁判を続け、大阪高等裁判所の判決を受けることにした場合、最高裁判所まで継続する可能性や大阪高等裁判所で行われている2,500万円の関連訴訟で、現在、奈良地方裁判所で行われている、柘の郷が葛城市土地開発公社に対し起こした補償金支払請求事件の訴訟はこのまま継続して続けられることも予想されることから、訴訟にかかる時間も費用も必要になると想定されております。

一方で、この決定を受け入れることで2,500万円が大阪高等裁判所と奈良地方裁判所で二重訴訟として請求されているので、奈良地方裁判所の訴訟が取り下げられるということとなると聞いております。

次に、第17条決定の文書の第3項の中で、移転補償金（追加分）という形で予算計上して支出できる根拠としては、議決後にその2,500万円を支出すると記載されております。この記載の考え方としては、市としては違法な手続で支出したものであるが、改めての措置とし

て、柘の郷に対して移転補償金の追加分を支出することの承認を、議会に求めるものとしており、住民監査請求の勧告としては解決されることから、この決定に従ってもよいのではないかという弁護士の意見もいただいております。また、訴訟を担当する弁護士のほうからは、議会の決定という正式な手続を経て柘の郷に移転補償金という形で支出する形が取れるのであれば、この決定を受け入れることは妥当であると考えられるという意見もいただいております。今回の第17条決定の内容や現在の訴訟の状況など、訴訟を担当する弁護士と市で相談した結果、市としては今回の第17条決定に異議の申立てをしないと判断をいたしまして、今回の議案の提出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。住民監査をされた方々の民意も配慮されて、また、これから先の本当に葛城市の明るい未来を考えられているその人らの民意も市長は今、考えられて、これを受けるとおっしゃられたのかなと思っております。だから、これは市長が決定をされて、この第17条決定で理事者側が、葛城市がこれを受けると。あとは議会が、あと、葛城市のことを思うとどういうふうに判断するかということとはまたしっかりと議論をしていかなあかんのかなと思いますけども、私については一定の意思は示されたんじゃないかなというところであります。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 今、西川委員が質問をされて、それに対しても市長は答弁をされましたので、ちょっとこれについてはもう屋上屋を架すような質問になるのかもしれませんが、私の憶測も含めてちょっと質問をさせてもらって、確認だけさせてもらえたらと思います。

市長はこの道の駅の問題につきましては、できる前の話なんですけれども、7,000票近い反対署名も集まりまして、そして、市長もそのときは違法な行政手続に反対するという事で反対の立場を取っておられたと思います。そして、その中で1万票を超える多くの票を集められて市長になられた経緯があります。そういう人たちの民意を背負っておられるというふうなものがあつたかと思えます。しかし、そういった民意もあり、そしてまた、反対にいつまでやっているんだと、これから道の駅かつらぎが、このもの、出来上がったものを使って葛城市を発展させなきゃいかんじゃないかという民意もございました。その中で、時が流れまして、市長は2選目をされたわけでありまして。それからまた、道の駅自体も10億円を超える売上げを上げ、そしてその中で市内からの雇用も果たされ、そしてまた、地元の農産物を売ることによって農家の方も大変助かっておられるという中で、この道の駅を使ってこのものを、このエリアの、そしてひいてはこの葛城市全体の発展をしていかなきゃいけないということで、それまで背負っておられるものも含めまして、市長は大変難しい政治判断をされたかと、自ら、恐らくこれは私の憶測ですけれども、簡単なことじゃなかっただろうと、大変厳しい判断を迫られる中で、これは判断をするということは勇気が要ったことだろうというふうに

思います。このように、私はこうやって思うものでありますけれども、先ほども十分答弁はされているかと思っておりますけれども、もし市長自らのお言葉で何かございましたら、教えていただけたらと思います。

梨本委員長 阿古市長。

阿古市長 道の駅につきましては、事業が完結するまでの間に様々な住民の皆さん方、市民の皆さん方や、私、その当時議員をしておりましたので、議員の立場からその当時の理事者側に対しまして、事業の在り方については様々な質問をさせていただきました。その中で、道の駅の事業は完結をしております。ですので、今さらそのときに戻るといことはありませんので、今現在、道の駅かつらぎは最大限、葛城市のために活用して、葛城市の発展のためにみんなで力を合わせていく必要があると考えております。ですので、もう過去に振り返ることはなく邁進していきたいと考えております。葛城市、非常に最近、子育てがしやすいまち、住みやすいまちだという評価をいただくことができるようになりました。それにとどまることなく、さらに活力のあるまちになっていく必要があると考えております。そのためには、現在、道の駅かつらぎがあるエリアを、議会の場でも説明をさせていただいておりますが、さらに発展する活用の仕方をまたご提案をさせていただきたいと考えておるところでございます。今、吉村委員がおっしゃっていただきましたように、これは総合的な判断でございます。皆さん方いろいろなご意見をお持ちなのは存じ上げております。それぞれの意見はありますでしょうが、ただ、皆さんの思いは葛城市が発展する、さらにいいまちになるという、その思いの中での発言である、意思表示であると考えておるところでございます。ぜひ力を合わせて、さらなる発展に向かって進んでいきたい、邁進していきたい、そのときが今まさに来るのかなという判断の下に、今回議案を提出させていただいたわけでございます。ご理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 道の駅かつらぎにつきましては、様々なご意見を私自身も市民の方々からいただいております。どの意見も理由があることであり、それから、それぞれ道理があることだなど、皆さん市のことを思って意見をおっしゃっていることであります。その中で、市長は3万7,000人の首長として政治的なご判断をされたというふうに理解をいたしました。葛城市を前に向けていこう、進めていこうという強い意思を感じるご答弁をいただきました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 この総務建設常任委員会に付託されました道の駅かつらぎに関する事項、調査案件にもなっております。今回は総務建設常任委員会に付託された調査案件ではないという、議案として正式に上がってきた議案でございます。

過去を振り返りますと、先ほども市長おっしゃっておられましたように、スタートは非常に道の駅にまつわる賛否が大きく分かれたという経過がございます。しかしながら、今、こ

の道の駅かつらぎは非常に立地と葛城市の市民の皆様の頑張りによって大きい事業として成功を収めておられます。

そんな中、監査請求をされた時期から数年がたちまして、今回のこの局面に来て前回の総務建設常任委員会の質疑があったことを、皆様はついこの間のことですので、調査案件の中で議論をした内容は、やはりこの裁判の経過について、議会はほとんど内容が分からずして道の駅かつらぎに関する調査特別委員会も経過し、そして改選後にこの総務建設常任委員会の調査案件として残した案件でございますが、市長が今回、非常に英断なされた。我々も前回の議会では市長の政治的判断が求められる時期ではないかということを示し上げました。しかし、議会はその決議、今回の市の決断に対して和解という部分でしか入っていくことができません。この和解という決断に入ってきたとき初めて、裁判所の和解案等を見せていただきまして、本当に情報量というのは葛城市の市民の皆様から見たら同じように思われるかもしれませんが、実は議会にはほとんど入ってこない、判断のしにくい、情報の少ない中で、非常に心配をずっとずっとしてきたわけでございます。しかし、情報量をたくさん持っておられる、裁判にも直接触れられております葛城市の行政側は、やはりたくさん情報をもって今回、市長がこういった決断をなされたということに対して、市議会としましては、市長が本当に総合的な判断をされたということに対して承認をしていく方向は、理由も先ほど述べられましたけれども、これからのこの道の駅かつらぎの在り方等も含めて、本当に政治的判断をさせていただいたという強い市長の言葉に対して、市議会は本当にそれを認めていく方向に行かざるを得ないのではないかというふうに私も判断しますし、本当に長い長い道のりでしたけれども、しかし、その裁判は、これは第13民事部1部でございます。でも、第13民事部1部であっても、これはほかの裁判とも相互的に関係することで、その判断の1つとされました。これは非常にまた大きな判断の部分だと思いますので、私は総合的な判断をされたということに対して市長のご英断を、本当に評価をさせていただきたいというふうな思いでございます。もう答弁は結構でございます。ただ、市議会としましてもしっかりと残しておかないといけない、この大きな判断を総務建設常任委員会で議論をした内容をしっかりと議事録に残しておくという部分では、またこういった意見も1つ残させていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、本当にお忙しい中、今日は時間を調整していただきましてありがとうございました。非常に短い中、こういった議案の説明から今日の審議に至るまで、本当に短時間の中で判断していただかなければならないということで、委員の皆様におかれましても非常に大変な時間であったのかなというふうに考えております。私個人も、これを初めて見たときは、これをもって2,500万円の相殺になってしまうのかなというふうな誤解もしておりましたが、そういったことではなくて、一旦前向きにこの第17条の決定を受け入れた上で進めていくと。その中でまた議会に今後新たな予算であったり提案が理事者側のほうからあると思いますので、その際にはまたいろいろな質問が出ると思います。それは総務建設常任委員会の場ではないかもしれませんが、その際にはまた皆さん、それまでに準備を整えていただきまして、これまでの道の駅かつらぎに関する調査特別委員会からの過程も含めて、しっかりと意見を述べていただいた上でご判断いただければなというふうに考えております。

本日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。これをもって総務建設常任委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後4時31分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪